

# 告 示

## 埼玉県告示第百九十五号

測量計画機関である埼玉県本庄県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

埼玉県本庄県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

### 三 作業地域

埼玉県本庄県土整備事務所管内（本庄市児玉町飯倉）

### 四 作業期間

平成三十年十二月十二日から平成三十一年三月二十八日まで